

令和 7 年（2025 年）3 月 21 日

各学校の PTA 会長 様

令和 6 年度豊中市 PTA 連合協議会第 3 回総会の議事概要

豊中市 PTA 連合協議会第 3 回総会の各議案に関し、下記の通り議決されましたのでご報告いたします。

記

1. 開催日時 令和 7 年（2025 年）3 月 15 日（土）15 時～16 時
2. 総会の成立要件について
議決権を行使することができる代議員の総数 55 名に対し、18 名の出席、15 名の委任状提出がありましたので総会は成立しております。
3. 議案の議決と賛否の内訳
 - (1) 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告について 成立（賛成：33、反対：0）
 - (2) 第 2 号議案 令和 6 年度決算報告について 成立（賛成：33、反対：0）
 - (3) 第 3 号議案 会則改正について 成立（賛成：33、反対：0）

○事業報告について

代議員 「5. 主な関係団体活動について、役員負担になっていないか。」

役員 「役員が多く関係団体の委員を担っているが、この数年で減らす傾向で進めてきた。また、ほとんどの関係団体は年 1 回程度の会議出席である。ただ、今後も引き続き負担軽減になる方向で対応していきたい。」

代議員 「3. 各ブロック協議会活動について、早い時期での説明が欲しい。また、ブロック研究・スポーツ大会の開催実施の情報を他ブロックにも共有いただきたい。」

役員 「ブロック活動の概要については年度始めのブロック引継ぎ会で情報提供していると聞いているが、今後はより詳細な内容をお知らせしていきたい。また、ブロック研究・スポーツ大会の開催実施の情報もタイミングがずれる時があるかもしれないが、役員会からブロック会議に提供している。同様に今後はより詳細な内容をお知らせしていきたい。」

○決算報告について

代議員「冊子作成費は複数の見積書を取っているのか。」

役員「11月の役員会でPTA大会に代わる事業として冊子作成の計画を立て、12月の役員会で具体的な内容を決定した。その際に連Pホームページを作成いただいた印刷会社に見積り依頼することとなった。その後、オンラインではあるがネットの印刷会社に見積り依頼した所、同等の金額回答があり、最終的に委託実績のある(株)きたがわぷりんとへの依頼が決定した。今後は複数の見積書をお示しできる状態になるよう業者選びを行いたい。」

代議員「冊子作成の効果はどのようなものか。」

役員「他校のPTA活動の情報交換が一番の目的であり、活動報告やアンケート集計表から他校の状況を具体的に知り得ると考えている。連Pホームページに冊子データを掲載するが、PTA室に保管いただき手に取って確認いただき、PTA活動にお役立てできるよう冊子を作成した。」

代議員「安全互助制度の収入の保険負担金と支出の保険料について教えてほしい。」

役員「連P安全互助制度は保険会社と契約している傷害補償制度と連Pが運営している見舞金制度で成り立っている。したがって、収入（加入の単Pから頂く保険負担金の合計）と支出（保険会社に支払う保険料・被害に遭われた会員への見舞金）で賄われている。」

代議員「単P周年記念事業お祝い金の周年は何年ごとになるのか。」

役員「原則として、10年単位の周年記念として支払っている。」

代議員「府Pへの負担金（約83万円）は高くないのか。」

役員「府P助成金（約16万円）をいただき、様々な講習会や研究大会等から情報を得られること、35校が加入している府P団体保険「安全会」や多くの保護者が個別で加入している「総合保障制度」のスケールメリットを鑑み、加入している意義があると考えている。」

代議員「繰越金の多さをどのように考えているのか。」

役員「非常時のため、連P会費を頂かなくても1年間ぐらいは運営できる金額の繰越金は必要であるが、少し多いと考えている。そのために、令和6年度から連P会費を値下げし、周年記念事業お祝い金を継続して行き、繰越金を減らしていきたい。」

代議員「決算報告の作成方法によるのかもしれないが、収入－支出＝残額の残額をゼロにする単年度会計での記載に改めてはどうか。」

役員「支出の予備費に、次年度への繰越の金額を計上して作成する事で、収入－支出＝0とする事は可能である。今後の検討課題としたい。」

以上

豊中市 PTA 連合協議会
令和 6 年度会長 三間 隆之

[問合せ]

豊中市 PTA 連合協議会 PTA 事務局（社会教育課内）

担当：佐々本、北田

電話：6858-2582

FAX：6846-9649

Mail：shakaikyouiku@city.toyonaka.osaka.jp

令和6年度活動報告

1. 会議(総会、役員会、情報交換会等)

月日	会議名	会場	主な案件
4/16	新役員説明会(引継ぎ会)	教育センター	連Pの概要説明、令和5年度役員選出
5/21	第1回役員会	教育センター	令和6年度事業計画・予算案及び総会開催方法・内容
6/22	第1・2回総会	教育センター	役員承認、事業計画・予算案承認・会則改正
7/16	第2回役員会	教育センター	総会の報告、単P周年記念事業お祝い金、オンライン会議用IDライセンス
9/10	第3回役員会	教育センター	市長タウンミーティング、PTA大会の開催方式
10/15	第4回役員会	教育センター	PTA大会、府P表彰
11/5	市長とのタウンミーティング	市役所市長室	市長、教育長との情報交換
11/19	第5回役員会	教育センター	PTA会費徴収、府P表彰、PTA大会
12/17	第6回役員会	教育センター	PTA会費徴収、PTA活動冊子、会則改正
1/23	第7回役員会	教育センター	PTA会費徴収、PTA活動冊子、会則改正
2/18	第8回役員会	地域共生センター	PTA会費徴収、PTA活動冊子、会則改正
3/15	第3回総会	くらしかん	令和6年度の活動報告、決算報告、会則改正

※役員会や情報交換会の議事概要を連Pホームページに掲載

2. 大会・各委員会活動・その他の活動等

事業		月日	会場	概要・テーマ
PTA活動冊子		3/24予定	—	活動状況の全PTAアンケート、希望する単Pから活動報告をまとめた冊子を発行
その他	—	—	—	—

3. 各ブロック協議会活動

ブロック名	事業	月日	会場	概要・テーマ
東部	研究大会	8/20	第四中	PTA会費徴収・PTA運営方法の情報交換
北西部	スポーツ大会	9/28	ふれあい緑地	スプラッシュバトルを通じた親子のふれあい
西部	研究大会	11/24	第五中	親子で学ぶ、NGなSNS&少年犯罪
南部	スポーツ大会	12/8	旧庄内さくら学園中学校	メルックを通してPTA会員親子の親睦
南部	研究大会	12/1～2/28	南部ブロック	通学路ハザードマップの作成

4. 豊能地区PTA協議会／大阪府PTA協議会／日本PTA全国協議会

事業	月日	会場	概要
日本PTA全国研究大会	8/23・24	川崎市とどろきアリーナ	自己肯定感を高め、居場所を大切にするPTA活動等をテーマにした講演・トークセッション
日本PTA近畿ブロック研究大会・滋賀びわこ大会	11/9	びわ湖大津プリンスホテル	子供達の未来のために滋賀から意識と行動を変える
大阪府PTA研究大会	1/18	クレオ大阪東ホール	事例発表、団体表彰、講演会 ほか

※その他、府PTAにおいては総会、会長連絡会、事務局担当者会、各委員会研修会を実施

5. 主な関係団体活動（下記の関係団体等に委員等として役員が参画）

- ・豊能地区PTA協議会
- ・子どもの進路を保障する会
- ・豊中市青少年健全育成協議会
- ・豊中市安全なまちづくり推進協議会
- ・「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会
- ・人権啓発市民ネットワーク会議
- ・豊中市食育推進協議会
- ・社会を明るくする運動実施委員会
- ・豊中市まちを美しくする運動連絡会議
- ・通学路交通安全推進協議会
- ・豊中市いじめ問題対策協議会
- ・豊中市教育振興計画策定委員会
- ・豊中市特別職報酬等審議会

令和6年度（2024年度）豊中市PTA連合協議会 決算報告

■収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	増減額 (b-a)	摘要
前年度繰越金	2,264,032	2,264,032	0	前年度繰越金
会費	1,279,280	1,279,280	0	@40×31,982人
保険負担金	756,000	633,969	△ 122,031	@63×10,063人（世帯数+教職員数）
補助金	450,000	450,000	0	豊中市補助金
助成金	161,755	161,755	0	大阪府PTA協議会活動助成金
雑収入	25	1,250	1,225	預金利息
合計	4,911,092	4,790,286	△ 120,806	

■支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	増減額 (a-b)	摘要
活動費	1,350,000	729,701	620,299	ブロック研究大会 322,701 単P周年記念事業お祝い金 400,000 日Pおよび近畿P研究大会参加費ほか 7,000
PTA大会費	600,000	595,075	4,925	冊子作成費、会場キャンセル費ほか 595,075
保険料	700,000	574,650	125,350	安全互助制度の保険料 574,650
見舞金	80,000	0	80,000	安全互助制度の見舞金（0件） 0
負担金	860,000	831,280	28,720	大阪府PTA協議会 826,280 豊中の子どもの進路を保障する会 0 社会福祉協議会 5,000
システム費	100,000	57,640	42,360	ホームページ運営費・ズームID等 57,640
旅費	50,000	7,910	42,090	役員交通費 7,910
印刷費	20,000	3,300	16,700	名刺 3,300
事務費	50,000	11,000	39,000	振込手数料 11,000
会議費	50,000	0	50,000	0
予備費	1,051,092	0	1,051,092	0
合計	4,911,092	2,810,556	2,100,536	

(単位：円)

	収入 (A)	支出 (B)	残額 (A-B)	備考
令和6年度	4,790,286	2,810,556	1,979,730	残額を次年度へ繰越

上記のとおり、令和6年度（2024年度）会計の決算について報告します。

令和7年（2025年） 3月 12日

豊中市PTA連合協議会会長 三間 隆之

豊中市PTA連合協議会会計 中村 礼子

関係諸帳簿を監査した結果、適正に執行されたことを認めます。

令和7年（2025年） 3月 14日

豊中市PTA連合協議会会計監査 内田 利行

豊中市PTA連合協議会会計監査 北之坊 幸子

豊中市PTA連合協議会 会則

第1章 名 称

第1条 本会は豊中市PTA連合協議会と称する。

第2章 定 義

第2条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 豊中市立小学校、中学校、義務教育学校のPTAを単位PTAとする。

(2) 前号にあたる任意団体が無い学校については、学校長が認めたPTA資格を有する団体をPTAに類する団体とすることができる。

(3) 前各号にあたる任意団体の総称を単位PTA等とする。

第3章 目 的

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 本会に所属する単位PTA等相互の連絡調整を図り、単位PTA等並びに豊中市PTA全体の健全なる発展に寄与する。
- (2) 豊中市立学校並びに地域社会の教育環境の向上に努める。
- (3) 教育問題について、本会に所属する単位PTA等の会員の関心を深めると同時に、家庭教育の振興を図る。

第4章 方 針

第4条 本会は次の方針に基づいて活動する。

- (1) 単位PTA等の自主活動を尊重し、相互の啓発と親善を図る。
- (2) 本会は教育を本旨とする自主独立のものであって、他の団体からの支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。

第5章 活 動

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会議や研修等の活動によって単位PTA等の会員に研修と相互研鑽の機会を設けるとともに、相互の親睦を深める。
- (2) 単位PTA等が抱える広域的な問題等について協議し、関連する団体や機関と懇談等を行い、その解決に努める。
- (3) 国や自治体に働きかけ、学校教育の充実並びに地域教育環境の整備充実を図る。
- (4) 青少年の教育と福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
- (5) 各種調査研究、情報交換、また資料作成とその提供を行う。
- (6) その他、目的達成のために必要な活動を行う。

第6章 構 成

第6条 本会は単位P T A等をもって構成する。

第7条 各単位P T A等は本会の目的達成のため互いに努力するものとする。

第7章 代議員

第8条 本会は所属する単位P T A等の会長を代議員とし、総会を構成する。

第9条 代議員の任期は毎年5月1日から翌年4月末日に至る1年間とする。ただし、各単位P T A等において新年度代議員が選出されるまでは、その任にあたる。

第8章 役員・顧問

第10条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長兼会長代行 2名
- (3) 副会長兼書記 1名
- (4) 副会長兼会計 1名
- (5) 副会長 若干名

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。ただし、本会の代表権及び常務の一部について、会長の選任する役員にその処理を委任することができる。また会長は、総会、役員会を招集し、各協議会、各種会合や事業の報告を受ける。
- (2) 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。また、会長代行2名はそれぞれブロック協議会担当副会長、委員会担当副会長とする。
- (3) 書記は本会の議事並びに本会の活動に関する事項を記録、保管する。
- (4) 会計は本会の会計事務にあたり、総会において会計報告を行う。

第12条 本会は前年度の役員の中より若干名の顧問をおくことができる。

第13条 役員並びに顧問の任期は、毎年5月1日から翌年4月末日に至る1年間とする。ただし、新年度役員並びに顧問が選出されるまでは、その任にあたる。

第9章 役員・会計監査委員の選出

第14条 本会の役員・会計監査委員の選出は次の方法によって行う。

- (1) 各ブロック協議会においてブロック長及び副ブロック長を互選する。
- (2) 各ブロック長及び副ブロック長に前年度役員若干名を加えて役員選出委員会を構成し、役員を互選する。ただし、委員長には前年度会長があたる。
- (3) 役員選出委員会において、単位P T A等の会長または副会長の中から副会長若干名と会計監査委員2名を推薦、指名する。
- (4) 副会長並びに会計監査委員は、役員選出委員会の推薦を受けて会長が委嘱する。
- (5) 役員並びに会計監査委員は総会において承認される。
- (6) ただし、推薦が困難な場合はこの限りではない。

第10章 会議及び組織

第15条 本会はその目的達成のために次の会議及び組織を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 協議会

第11章 総 会

第16条 総会は本会の最高議決機関であり、代議員たる単位PTA等の代表(会長)をもって構成し、参集のほか、書面や電磁的記録等で開催することができる。

第17条 総会は定時総会と臨時総会とし、会長が招集する。

(1) 定時総会

定時総会は毎年3回開催し、役員・会計監査委員の承認、活動計画・予算案の承認、活動報告・決算報告・会計監査報告の承認、その他重要事項の審議を行う。

(2) 臨時総会

臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の要求があった時には開催することができる。

第18条 総会は代議員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、議決は別に定める事項を除き出席者の過半数によって行う。

第19条 代議員は所属単位PTA等の役員その他を代理人として、総会における議決権を委任することができる。

第12章 役員会

第20条 役員会は本会の執行機関として、次の任務を行う。

- (1) 総会で決定された事項を執行し、緊急事項はその都度審議、処理する。
- (2) 各協議会から提起された議題について審議あるいは協議する。
- (3) 各協議会において企画立案された活動計画・予算案、並びに活動報告・決算報告などを検討し、総会に提出する。

第21条 役員会は原則として毎月1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合あるいは構成員の3分の1以上の要求があった時は、臨時役員会を開催することができる。

第13章 協議会

第22条 本会は次の協議会を設置する。

小・中・義務教育学校PTA協議会。ただし、活動を円滑に推進するために、小・中・義務教育学校を複数ブロック(例:北東部・北中部・北西部・東部・西部・南部)に分割して協議会活動を行うものとする。

第23条 協議会は第5条の活動を推進する中で、次の役割を持つ。

- (1) 本会与単位PTA等の連絡と連携に努め、定例会議を開催して相互の情報交換や諸問題の協議を行い、活動の充実を図る。
- (2) 研究会や懇談会等を開催し、その円滑な実行に努める。

第24条 協議会の構成は次のとおりとする。

(1) 各協議会はそれぞれ所属する単位PTA等の会長またはその代行者をもって構成する。

(2) 第22条の各協議会に会長1名、副会長若干名をおき、ブロック長がその任にあたる。

第25条 各協議会は原則として月1回定例会議を開催するものとし、ブロック長がこれを招集する。

第14章 委員会

第26条 会長は役員会の承認を得て、委員会を設置することができる。

第27条 委員会は委員会担当副会長が招集し、随時開催する。

第15章 会計

第28条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってまかなう。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第29条 会費は1単位PTA等あたり児童・生徒1名につき年額40円とする。

第30条 会費は、毎年7月20日までに納入するものとする。

第31条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。

第16章 会計監査

第32条 本会の会計を監査するため、会計監査委員2名をおき、その選任は第14条にしたがう。

第33条 会計監査委員はその年度の会計を随時監査し、その結果を総会において報告する。

第17章 会則の改正

第34条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第18章 退会

第35条 退会を希望する単位PTA等は、その旨を本会に通知し、原則として未納の会費はこれを納入の上、退会することができる。但し、やむを得ない理由がある場合は役員会でその処遇を決めることができる。

第19章 事務局

第36条 本会の事務局は豊中市教育委員会事務局社会教育課内におく。

第20章 その他

第37条 本会則に規定のない事項については、役員会においてこれを定める。

附 則

昭和31年11月10日制定、昭和47年12月16日改正、昭和49年12月14日改正
昭和51年 3月27日改正、昭和52年 2月26日改正、昭和55年 5月27日改正
昭和62年 6月 8日改正、昭和63年 3月26日改正、平成 元年 3月25日改正
平成 元年 6月 9日改正、平成 4年 1月 8日改正、平成 4年 3月21日改正
平成 5年 1月 8日改正、平成 5年 4月 3日改正、平成12年 3月25日改正
平成15年 6月21日改正、平成18年 3月25日改正、平成23年 6月11日改正
平成27年 3月21日改正、平成29年 6月10日改正、平成30年 3月17日改正
平成31年 4月 1日改正、令和 5年 4月 1日改正、令和 6年 5月 1日改正
令和 6年 6月22日改正、令和 7年 3月15日改正